

# 一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和5年11月)

(解答あり)

## 【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。  
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。  
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。

※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名 \_\_\_\_\_

記入者氏名 \_\_\_\_\_

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から27までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入  
しなさい。

1. 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業ではない。(道路運送法第2条)

( × )

2. 一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。(道路運送法第3条)

( × )

3. 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。(道路運送法第4条)

( × )

4. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金は、利用者との間の契約に基づき運送ごとに設定し、運送終了後に国に報告する必要がある。(道路運送法第9条の2)

( × )

5. 事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。(道路運送法第10条)

( ○ )

6. 一般旅客自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の許可を受けなければならない。(道路運送法第11条)

( × )

7. 事業者は、いかなる事由があろうとしても、運送の引受け又は継続を拒絶・制限をしてはならない。(道路運送法第13条)

( × )

8. 事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合でも、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。(道路運送法第16条)

( × )

9. 貸切バスは、営業区域内から営業区域外への運送は行えるが、営業区域外から営業区域内への運送は行えない。(道路運送法第20条)  
( × )
10. 事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。(道路運送法第22条の2)  
( ○ )
11. 事業者は営業所ごとに最低1名の運行管理者を選任する義務があるが、事業用自動車30両以上の営業所では、事業者の判断により運行管理者の数を増やす必要がある。(道路運送法第23条)  
( × )
12. 事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。  
(道路運送法第23条の5)  
( ○ )
13. 事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。  
(道路運送法第30条)  
( ○ )
14. 事業者は許可を受けて、その事業の管理について当該事業を管理するのに適している者へ委託することができる。(道路運送法第35条)  
( ○ )
15. 自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。(道路運送法第95条)  
( ○ )
16. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。  
(運輸規則第2条)  
( ○ )
17. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対しては、たとえその申し出た者がどのような者であったとしても、遅滞なく、弁明しなければならない。  
(運輸規則第3条)  
( × )

18. 事業者は、事業用自動車の車内に運賃及び料金を旅客に見やすいように表示しなければならない。  
(運輸規則第4条) ( × )
19. 事業者は、運賃又は料金を収受した場合ときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、運賃及び料金の額を記載した運送引受書を交付した場合は、この限りでない。(運輸規則第10条) ( × )
20. 事業者は、事業用自動車に車掌を乗務させる必要はない。(運輸規則第15条) ( × )
21. 事業者は、旅客を運送中に事故により運行を中断したときは、当該旅客の運送の継続や出発地まで送還するなどの適切な処置により旅客を保護しなければならない。(運輸規則第18条) ( ○ )
22. 事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。(運輸規則第24条) ( × )
23. 事業者は、あらかじめ運行するルートを設定していれば、道路及び交通の状況を事前に調査せずとも運行することができる。(運輸規則第28条) ( × )
24. 事業者は、事業用自動車に少なくとも営業区域内の道路、地名、著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅が明示された地図であって地方運輸局長の指定する規格に適合するものを備えておかななければならない。(運輸規則第29条) ( × )
25. 事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗客に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。  
(運輸規則第38条) ( × )
26. 道路運送法関係法令には、事業者が毎事業年度の経過後100日以内にインターネット等を用いて公表しなければならない事項が定められている。(運輸規則第47条の7) ( ○ )

27. 事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理を補助する者を選任した場合はこの限りではない。(運輸規則第68条)

( × )

II. 次の各文中の( )の部分にあてはまる語句を下から選び、( )内に記号を入れて下さい。

28. 一般旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が転覆し、(キ)を起こし、その他国土交通省令で定める(ウ)を引き起こしたときは、遅滞なく事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。(道路運送法第29条)

ア. 所有権      イ. 運行管理者      ウ. 重大な事故      エ. 保安基準      オ. 交通違反  
カ. 技術の向上      キ. 火災      ク. 利益      ケ. 迅速      コ. 放火

29. 道路運送法の目的は道路運送の(ア)の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することである。(道路運送法第1条)

ア. 利用者      イ. 事業者      ウ. 申請者

30. 一般旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は(イ)の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から5年を経過していなければならない。

(道路運送法第7条)

ア. 6ヶ月以上      イ. 1年以上      ウ. 2年以上

31. 一般旅客自動車運送事業者は、(イ)により、旅客の運送をしなければならない。

(道路運送法第14条)

ア. 車両に乗り込んだ順序      イ. 運送の申込みを受けた順序      ウ. 運賃等を支払った順序

32. 一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、(ウ)に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。(道路運送法第16条)

ア. 運行管理規程      イ. 就業規則      ウ. 事業計画

33. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため(ウ)。(道路運送法第33条)

ア. 利用させてもよい      イ. 貸し渡してもよい      ウ. 利用させてはならない

34. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の(イ)を受けなければ、その効力を生じない。(道路運送法第36条)

ア. 許可      イ. 認可      ウ. 承認

35. 事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の（カ）を記載した（ア）を発行しなければならない。（運輸規則第10条）
- ア. 領収証    イ. 公示額    ウ. 支払時期    エ. 運送引受書  
オ. 運行指示書    カ. 計算基礎    キ. 適用方法    ク. 見積額
36. 旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（ウ）を図ることを目的とする。（運輸規則第1条）
- ア. 事業者の利便    イ. 従業員の利便    ウ. 旅客の利便
37. 旅客自動車運送事業者は、疾病、疲労、（ウ）状態にある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならない。（運輸規則第21条）
- ア. 運転が可能な    イ. 集中力が欠落した    ウ. 酒気を帯びた
38. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを（イ）保存しなければならない。（運輸規則第37条）
- ア. 一年間    イ. 三年間    ウ. 五年間